

事前配付資料  
令和7年10月31日

秋田市社会福祉審議会  
児童専門分科会認可確認部会委員 各位

秋田市子ども未来部

乳児等通園支援事業の認可に関する意見聴取について

児童福祉法により、市が乳児等通園支援事業を認可しようとするときは、児童福祉審議会等の意見を聽かなければならぬとされております。

令和7年10月31日時点で、以下のとおり認可申請がありましたので、令和7年11月7日開催の社会福祉審議会児童専門分科会認可確認部会において委員からご意見を伺うものです。

1 意見聴取の対象

(1) 乳児等通園支援事業の認可について

ア 乳児等通園支援事業 一般型（在園児合同） 計1施設（申請順）

	施設名	地区	定員(人)
1	白百合認定こども園	中央（八橋）	6

イ 地域別施設数（定員(人)）（今回申請分除く）

	中央	東部	西部	南部	北部	河辺	雄和	計
一般型	2(9)	0	0	1(6)	4(35)	2(16)	2(16)	11(82)
余裕活用型	5(46)	0	0	2(4)	0	0	0	7(50)
計	7(55)	0	0	3(10)	4(35)	2(16)	2(16)	18(132)